

令和 2 年度
地域間幹線系統確保維持計画書（案）

令和元年 6 月
京都府生活交通対策地域協議会

地域公共交通確保維持改善補助金交付要綱
第7条及び第21条に係る記載事項

令和元年6月 日
京都府生活交通対策地域協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

令和2年度地域間幹線系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

モータリゼーションの進展や人口減少等の影響で、過疎地域を中心にバス交通の存続が危機に瀕している地域があり、当該地域において地域の特性や実情に応じた公共交通を確保・維持することを目的として当該事業を実施する。

特に、地域と地域を結ぶ地域間幹線系統については、通学や通勤、通院、買い物等のための移動手段として、また、鉄道駅へのアクセス手段として、地域住民の日常生活に必要不可欠であり、当該バス系統が唯一の交通機関となっている丹後・中丹・南丹地域及び和東町域において、支援することが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

地域住民の人口が減少傾向にある状況下において、バス利用を促すとともに、乗降調査等を通して利用実態とニーズを把握し利便性を向上させることで、基準年度と比較し1%の収支率改善を図るとともに、利用者の移動目的に応じた利便性確保の観点から、地域の特性を踏まえ計画どおり運行することを目標とする。

(2) 事業の効果

地域間幹線系統を確保・維持することにより、自らの運転により移動することが困難な方が安心して通学・通勤・通院・買い物等の日常生活を送る事ができる。

また、公共交通を確保・維持し整備することにより地域外からの観光客の利用も見込める。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

1. より利便性の高い系統への見直し

事業者：奈良交通、京阪京都交通、西日本ジェイアールバス、京都交通、丹後海陸交通

対象系統：全系統

実施主体：事業者、京都府、沿線自治体

取組内容：社会情勢の変化に伴う通学や通院等に係る需要の変化に対応し、より利便性の高い系統への再編や運行ダイヤの変更等を検討する。

2. 貨客混載の実施検討

事業者：奈良交通、京阪京都交通、西日本ジェイアールバス、京都交通、丹後海陸交通

対象系統：全系統

実施主体：事業者、京都府、沿線自治体

取組内容：当該補助金の対象となっている全24系統において、貨物事業者との連携や郵便物、農産物等を旅客と共に輸送することについて、関係者とともに検討する。

3. 保育園児・小中学生・子育て世代・高齢者など、様々な世代を対象としたバスの乗り方教室の実施

事業者：奈良交通、京阪京都交通、西日本ジェイアールバス、京都交通、丹後海陸交通

対象系統：全系統

実施主体：事業者、京都府、沿線自治体

取組内容：学校や老人会、地域の催事等と連携しバスの乗り方教室を開催することにより、公共交通の役割や必要性について理解いただくとともに、交通系ICカードの使い方やスロープ等の体験によりバスを利用する際の不安を払拭する等の啓発活動を実施し、バスを気兼ねなくご利用いただけるようにする。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表2のとおり

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

奈良交通株式会社、京阪京都交通株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、京都交通株式会社、丹後海陸交通株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

表4のとおり

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

当該補助の対象となっている地域間幹線系統は、地域を訪れる観光客や来訪者、自らの運転により移動することが困難な交通弱者が通学・通勤・通院・買い物等の日常生活を送るうえで欠かせない移動手段であるため、現行の定時定路線による運行を確保・維持する必要がある。

なお、事業者においては、鉄道やその他バスとの乗り継ぎの快適性を考慮した運行ダイヤを設定し、系統の見直しや競合路線との調整を行い利便性の向上を図るとともに、事業者・京都府・沿線自治体が一丸となり補助対象期間中に3.に記載の取組を実施し、基準年度と比較し1%の収支率改善を図る。

11. 外客来訪促進計画との整合性

該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

該当なし

13. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

路線の運行確保と車両の取得は一体不可分なものであり、各事業者においては、地域間幹線系統の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しているところだが、車齢の高いものについては、安全性と費用効率化の面から適切な入れ替えが必要である。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

修繕費と購入費に係る費用のバランスを考慮したうえで新しい車両を導入し、安全性を向上させる。

(2) 事業の効果

新しい車両を導入することにより車内環境が改善されるとともに、ノンステップバスを導入することでバリアフリー化が促進され利便性の向上が図られる。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

表7のとおり

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

平成30年9月12日（水）、13日（木）

生産性向上の取組に係るワーキンググループ会議を開催
（生産性向上の取組の実施状況について協議）

平成30年11月19日（月）、21日（水）

生産性向上の取組に係るワーキンググループ会議を開催
（生産性向上の取組の実績及び今後の取組予定等について協議）

平成31年1月18日（金）

京都府生活交通対策地域協議会 各ブロック協議会 書面協議を開催
（平成30年度地域間幹線系統確保維持事業の事業評価について協議）

令和元年5月16日（木）、21日（火）、22日（水）

地域間幹線系統確保維持計画に係るワーキンググループ会議を開催
（生産性向上の取組に係る取組内容や実施主体等について協議）

令和元年6月17日（月）

京都府生活交通対策地域協議会を開催
（地域間幹線系統確保維持計画について協議）

18. 利用者等の意見の反映状況

以下の団体にヒアリングにて頂戴した意見を踏まえた計画を策定。

- ・与謝野町老人クラブ連合会 令和元年6月4日(火) 13:30~14:30
- ・宍陰自治連合会 令和元年6月6日(木) 11:00~12:00

【主な意見】

当該系統は沿線住民の通学・通勤・通院・買物等の日常生活や、地域を訪れる観光客にとって欠かせない移動手段であるため、今後も当該系統を確保・維持することが必要。

現状では高齢者の利用が多いが、鉄道や他のバス等との接続の改善や、通勤・通学に利用しやすいダイヤ設定等を行うことにより、子どもや子育て世代等の利用増が見込まれる。

地域の小学校で当該系統を利用した遠足を実施しているほか、団体でも当該系統を利用したお出掛けイベントを定期的に関催しており、引き続き地域全体で利用促進に取り組むので、バス事業者においてもさらなる利便性向上に取り組んでほしい。

19. 協議会メンバーの構成員

- ・京都府建設交通部長
- ・国土交通省近畿運輸局自動車交通部長
- ・国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長
- ・京都府市長会 経済部会長
- ・京都府町村会 行財政部会長
- ・広域行政圏の協議会会長等
- ・京都府広域振興局長
- ・一般社団法人 京都府バス協会会長

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

R2年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
京都府	奈良交通株式会社	(1) 和東木津線	7,716.5	
		小計	7,716	
	京阪京都交通株式会社	(2) 八田線1	10,742.0	
		(3) 神吉線1	2,337.0	
		(4) 原・神吉線1	3,379.5	
		小計	16,458	
	西日本JRバス株式会社	(5) 園福線(椋山～園部)	6,032.5	
		(6) 園福線(福知山～椋山)	8,769.5	
		(7) 高雄・東北線(京都～周山)	4,478.0	
		小計	19,280	
	京都交通株式会社	(8) 高浜線1	1,123.5	
		(9) 大江線1	2,847.5	
		(10) 福知山線1	3,809.0	
		(11) 夜久野線1	2,307.5	
		小計	10,087	
	丹後海陸交通株式会社	(12) 伊根線	8,057.0	
		(13) 蒲入線	9,589.5	
		(14) 経ヶ岬線2	9,452.5	
		(15) 与謝線2	5,279.0	
		(16) 峰山線3	2,097.5	
		(17) 間人線	2,546.5	
		(18) 海岸線2	6,373.0	
		(19) 間人循環線	8,291.0	
(20) 病院線2		4,107.5		
(21) 久美浜線		5,367.0		
(22) 丹後峰山線		5,286.5		
小計		66,447		
合 計			119,988	

注) 令和3年度、令和4年度については、令和2年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を經由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の運用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2「ただし書き」に該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは差目による運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

令和2年度

事業者名 西日本ジェイアールバス株式会社

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) の損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	679,097 千円	営業外収益	589 千円	経常収益(イ)
営業費用	625,856 千円	営業外費用	155 千円	経常費用(ロ)	626,011 千円
営業損益	△ 246,759 千円	営業外損益	414 千円	経常損益	△ 246,345 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km 1,915,695.4			経常収支率	73.40 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	659,273 千円	営業外収益	887 千円	経常収益(イ)
営業費用	602,864 千円	営業外費用	199 千円	経常費用(ロ)	603,063 千円
営業損益	△ 234,591 千円	営業外損益	496 千円	経常損益	△ 234,095 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	km 1,931,659.7			経常収支率	73.82 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	624,860 千円	営業外収益	572 千円	経常収益(イ)
営業費用	612,739 千円	営業外費用	△ 46 千円	経常費用(ロ)	612,692 千円
営業損益	△ 287,878 千円	営業外損益	618 千円	経常損益	△ 287,260 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km 1,932,199.3			経常収支率	68.53 %

※補助対象事業者の「乗合バス」事業に要する経費は、過去3年間の平均値(キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) ロ'+ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) ロ'+ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) ロ'+ハ'=c
北近畿	472円.84銭	462円.79銭	483円.38銭
京阪神	472円.84銭	462円.79銭	483円.38銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない値ヘ	キロ当たり経常収益イ+ハニト
北近畿	472円.84銭	382円.52銭	382円.52銭	354円.76銭
京阪神	472円.84銭	484円.35銭	472円.84銭	354円.76銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統名	運行系統		計画運行日数	計画運行回数()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ数	地域公共交通確保事業を実施する区域におけるキロ数	系統キロ数と地域公共交通確保事業を実施する区域におけるキロ数との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ数	同一補助ブロック御座落箇所外乗入部分のキロ数	他路線との競合部分に係るキロ数	他路線との競合率			
				起点	主な経由地												終点		
北近畿	1	無	備前線	備前	備前	368	日	4.38 (13.0)	4.1	83.3	往 17.0km (平均) 復 17.0km	17.0km	往 17.0km (平均) 復 17.0km	往 17.0km (平均) 復 17.0km	往 17.0km (平均) 復 17.0km	往 17.0km (平均) 復 17.0km	往 17.0km (平均) 復 17.0km	%	100%
北近畿	2	無	備前線	備前	備前	368	日	2.82 (7.0)	2.9	20.3	往 34.8km 復 34.8km	34.8km	往 34.8km 復 34.8km	往 34.8km 復 34.8km	往 34.8km 復 34.8km	往 34.8km 復 34.8km	往 34.8km 復 34.8km	%	100%
京阪神	3	無	東横線	東横	東横	368	日	4.714 (12.0)	3.1	104.4	往 33.2km 復 33.2km	33.2km	往 33.2km (平均) 復 33.2km	往 33.2km (平均) 復 33.2km	往 33.2km (平均) 復 33.2km	往 33.2km (平均) 復 33.2km	往 33.2km (平均) 復 33.2km	%	100%
合計	系統										往 17.0km 復 17.0km	33.2km	往 17.0km 復 17.0km	往 17.0km 復 17.0km	往 17.0km 復 17.0km	往 17.0km 復 17.0km	%		

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助対象系統のキロ当たり經常収益	補助対象系統のキロ当たり經常収益									補助対象經常収益の見込額	補助対象經常費用から經常収益を差し引いた額	補助対象経費の概算額	タ又はしのうちいずれか少ないほうの額
				基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
				經常収益 Y^*	実車走行キロ Y^*	補助対象系統の Y^* と Y^* の差 $Y^* - Y^*$	經常収益 Y^*	実車走行キロ Y^*	補助対象系統の Y^* と Y^* の差 $Y^* - Y^*$	經常収益 Y^*	実車走行キロ Y^*	補助対象系統の Y^* と Y^* の差 $Y^* - Y^*$				
北近畿 1	線	100%	183,826.8km	83,899,098 円	2,865 円/50 銭	49,978,508 円	185,777.8km	878 円/50 銭	81,844,370 円	183,227.9km	300 円/50 銭	44,888,640 円	46,887,365 円	18,965,881 円	28,148,868 円	15,885,881 円
北近畿 2	線	100%	178,318.2km	68,308,130 円	1 円/50 銭	38,098,130 円	178,480.4km	1 円/50 銭	28,414,700 円	174,778.4km	180 円/50 銭	27,767,890 円	27,922,378 円	40,288,753 円	30,884,108 円	30,884,108 円
京阪神 3	線	100%	311,742.8km	147,404,488 円	4.44 円/11 銭	118,898,123 円	311,881.4km	4.06 円/50 銭	180,888,844 円	308,788.8km	488 円/50 銭	188,888,130 円	138,448,085 円	5,988,370 円	84,332,000 円	8,888,370 円
合計			673,888.8km	240,611,716 円		196,974,761 円	676,140.6km		311,147,914 円	667,800.1km		363,544,760 円	313,257,628 円	64,928,903 円	125,174,984 円	65,336,188 円

補助ブロック名	申請番号	特別措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック等運賃外乗入部分及び他種乗入部分以外のキロ当たりに係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック等運賃外乗入部分以外のキロ当たりに係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の区間	補助対象経費	計画額	經常費用から經常収益を差し引いた額	損失額から補助費用を差し引いた額	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な状況
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿 1	線		18,888,881 円	18,888,881 円	12,088,888 円	12,088 千円	6,888,888 千円	30,488,888 千円	24,428,102 千円	6,060,786 千円	34.98%	円	0%	円	0%	18,888,881 円	78.30%	
北近畿 2	線		30,884,108 円	30,884,108 円	17,388,480 千円	17,388 千円	8,788,888 千円	88,388,181 千円	47,822,881 千円	8,788,888 千円	18.41%	円	0%	円	0%	30,884,108 円	81.58%	
京阪神 3	線		8,888,370 円	8,888,370 円	8,888 千円	4,478,888 千円	8,888,370 千円	4,478,370 千円	2,238,000 千円	48.98%	2,238,000 千円	48.98%	円	0%	370 円	0.00%		
合計			58,661,359 円	58,661,359 円	28,365,368 千円	28,365 千円	14,666,146 千円	123,765,149 千円	76,949,263 千円	17,047,674 千円	22.28%	2,238,000 千円	2.82%	円	370 円	0.00%		

- (1) 記載事項
1. 乗入バス事業の収益、実車走行キロについては、高運バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高運バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2項第1条第3項に係る經常費用を除くこと。
 2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者については、補助対象期間の便決算を行い、その便決算状況（千円未満の端数は切り捨て）を便決算表に記載すること。
 3. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗入バス事業と他の事業を兼営している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和55年5月17日付付自第338号、自第181号、自第182号によること。なお、これにより会計を繰延することができない特別な理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
 4. 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、損益表額を差し引いた額を記載すること。
 5. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱第8の名称を記載すること。
 6. 地域キロ当たり標準經常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長等が通知した数値によること。
 7. 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一意番号とすること。なお、1系統が2ブロック以上をまたがる場合は、その比率に応じた番号を付すこと。
 8. 「特別措置」の欄は、地域公共交通再構築計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成28年6月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱表2-6、ただし書きに該当する場合には「3」を記載すること。
 9. 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全運行回数における総計運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
 10. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再構築事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他種乗入部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、各々のキロ程が異なる系統については、平均値を記載すること。また、平均値の合計の欄については、各々の合計の平均値ではなく、各系統の各々の平均値の合計を記載すること。
 11. 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
 12. 「他種乗入部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との結合区間の合計が50%以上の生活交通路線で、当該結合区間の輸送量が1日当たり100人を超える部分のキロ程のことをい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（ゼ）-補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）-同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ス））に係るキロ程を記載すること。
 13. 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特別措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 14. 「系統キロ程と地域公共交通再構築事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他種乗入との割合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他種乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
 15. 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり經常収益」「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
 16. 「計画平均乗車密度が5人未満の区間」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の区間についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは乗入運行系統の計画乗車密度が5人未満の区間（端数切り捨て）をいう。
 17. 「補助対象経費」の欄は、（ホ）（計画平均乗車密度が5人未満の区間）に記載がある場合は（ホ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ホ）の金額又は（ツ）の金額に（ク）の金額から左記の場合の（ホ）の金額又は（ツ）の金額を控除した金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特別措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨て）こと。
 18. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり經常収益」の欄の（ロ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり經常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象經常費用の見込額の11/20に相当する額と基準期間前年度の計画が同じくは運日の違いによる運行回数以外に異なる場合は、その旨を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出すること。また、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
 19. 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.01円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 20. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
 21. 補助対象期間の計画と比較し、前年度及び翌年度の計画が同じくは運日の違いによる運行回数以外に異なる場合は、その旨を記載すること。また、異なる場合は、異なる年度の計画が同じくは運日の違いによる運行回数以外に異なる場合は、その旨を記載すること。

- (2) 資料管理
1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る都市交通再構築事業等補助金交付要綱第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2条第1項第8項に係る經常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（資料管理）並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び資料管理。ただし、過去に生活交通再構築計画の認定申請又は補助金交付申請の申請書類として既に提出している場合は、当該書類の提出を省略することができる。
 2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象経費に係るもの）並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る第1-5。
 3. 地域公共交通再構築計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再構築計画の申請及び認定通知書の申請及び再掲特別を受けようとする系統の再掲の書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

令和2年度

事業者名	京都市交通株式会社
------	-----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間a) の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	172,437 千円	営業外収益	3,241 千円	経常収益(イ)	175,678 千円
	営業費用	304,031 千円	営業外費用	331 千円	経常費用(ロ)	304,362 千円
	営業損益	△ 131,594 千円	営業外損益	2,910 千円	経常損益	△ 128,684 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,080,040.5 km				経常収支率	57.72 %

基準期間の 前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	173,578 千円	営業外収益	3,503 千円	経常収益(イ)	177,081 千円
	営業費用	292,570 千円	営業外費用	688 千円	経常費用(ロ)	293,258 千円
	営業損益	△ 118,992 千円	営業外損益	2,815 千円	経常損益	△ 116,177 千円
基準期間の 前年度の 実車走行キロ(ハ)	1,086,426.2 km				経常収支率	60.38 %

基準期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	170,888 千円	営業外収益	3,589 千円	経常収益(イ)	174,465 千円
	営業費用	290,287 千円	営業外費用	689 千円	経常費用(ロ)	290,966 千円
	営業損益	△ 119,399 千円	営業外損益	2,900 千円	経常損益	△ 116,481 千円
基準期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,080,318.9 km				経常収支率	58.98 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の「基準期間」の前々年度 の 実車走行キロ 当たり経常費用 (a)×b/c	補助対象事業者の実車走行キロ出 たり経常費用(基準期間の前年度) ロ×ハ/イ=b	補助対象事業者の実車走行キロ出 たり経常費用(基準期間末) ロ×ハ/イ=c
北近畿	289 円 31 銭	276 円 24 銭	287 円 12 銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常収益 イ×ハ/ト
北近畿	277 円 22 銭	382 円 52 銭	277 円 22 銭	185 円 72 銭
北陸	277 円 22 銭	383 円 81 銭	277 円 22 銭	185 円 72 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	管 理 者	運 行 系 統 名	運行系統		計画運行 日数	計画運行 回数 ()	計画 平均 乗車 乗降 回数 ①×② =③	計画 乗車 乗降 回数 ①×② =④	系統キロ程 チ	地域公共交通再構 築事業を実施する区 域におけるキロ程 オ	系統キロ 程と地域 公共交通 再構築 事業を 実施する 区域に おける キロ程と の比較 ③+④=	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ヌ	他業種との乗合 部分に係るキロ程 ル	他業種との乗合率 ル÷チ (チ-リ+ヌ+ ル)÷チ=ラ	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック都 道府県外乗入部 分及び他業種と の乗合部分以外 のキロ程の比率
				起点	終点												
北近畿	北近畿 第1号	無	高浜線1	高浜線1	高浜駅前	366日	1,705 (4.6)	3.3	18.1 人	往16.7km (平均) 復16.7km 16.7km	往 km (平均) 復 km . km	% 復8.6km 8.6km	往 km (平均) 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	% 48.802%	
	北近畿 第2号	無	大江線1	高浜駅前	大江駅前	366日	1,580 (4.3)	3.5	18.0 人	往23.6km 復23.6km 23.6km	往 km 復 km . km	% 復 km . km	往 km 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	% 100.000%	
	北近畿 第3号	無	御知山線1	市原病院	石原 御幸駅前	366日	2,919 (7.8)	4.7	37.1 人	往15.2km 復15.2km 15.2km	往 km 復 km . km	% 復 km . km	往 km 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	% 100.000%	
	北近畿 第4号	無	東久野線1	権柄山駅前	伏 下町駅前	366日	1,401.5 (3.8)	4.0	16.2 人	往17.2km 復17.2km 17.2km	往 km 復 km . km	% 復 km . km	往 km 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	% 100.000%	
合計			系統							往72.7km 復72.7km 72.7km	往 km 復 km . km	% 復8.6km 8.6km	往 km 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km	往 km (平均) 復 km . km		

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外入部分、同一補助ブロック等運賃外入部分以外のキロ程の比率 (ア-リ+ス)/ ツ+ウ	計画乗車走行キロ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×フ以下の額(カ) (d+e+f)/3=ム	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象系統の経常収益の見込額 ノ×フ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から補助対象経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経常費用の戻付額 カ×8/20=レ	多又はしのうちいずれか少ない額の額 タ又はレのうち少ない方の額	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ	乗車走行 キロ マ	補助対象 乗車走行 キロ ナ	経常収益 ヤ	乗車走行 キロ マ	補助対象 乗車走行 キロ ナ	経常収益 ヤ	乗車走行 キロ マ	補助対象 乗車走行 キロ ナ					
北近畿	北近畿第1号	無	48.502%	58,347.0 km	15,786,847円	140円54銭	2,005,532円	87,047.2km	140円33銭	7,084,587円	88,473.0km	140円31銭	7,095,026円	88,875.5km	141円08銭	8,003,332円	7,783,515円	7,104,081円	7,104,081円
	北近畿第2号	無	100.000%	74,576.0 km	20,673,068円	167円76銭	11,888,888円	78,419.8km	167円80銭	12,992,802円	74,889.6km	167円49銭	12,477,818円	74,188.6km	168円22銭	12,510,870円	8,183,088円	8,303,281円	8,183,088円
	北近畿第3号	無	100.000%	88,737.8 km	24,589,637円	180円33銭	11,888,771円	86,811.1km	180円14銭	14,138,077円	88,816.8km	181円39銭	13,214,344円	88,482.4km	184円62銭	16,002,052円	8,597,785円	11,089,826円	8,597,785円
	北近畿第4号	無	100.000%	48,211.9 km	13,565,219円	155円86銭	7,812,818円	48,283.6km	155円89銭	7,499,778円	48,189.8km	156円59銭	7,518,857円	47,887.8km	156円66銭	7,518,600円	5,644,819円	6,014,348円	5,644,819円
合計			268,472.2	74,425,961円	円 銭	8,811,322.24	13,131,100	44,154,191円	268,429.1km	48,268,388円	587,884.5km			44,034,884円	30,381,007円	33,481,836円	28,711,573円		

補助ブロック名	申請番号	地域公共交通維持計画の特別措置の有無 ソ×ラ=ツ ソ×ラ=ウ	計画平均乗車密度が8人未満の路線 ナ	補助対象経常費用 ナ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から控除補助対象経常費用 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合													
							都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要					
							負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合						
北近畿	北近畿第1号	無	3,445,821円	3,445,821円	2,847,144円	2,847千円	1,123,5千円	7,783,515円	8,880,015円	1,138,000円	16.87%	1,828,100円	1,828,100円		22.96%	4,007,376円	60.17%	1,079円	0.02%	※この項目は北近畿ブロックのページになりません。
	北近畿第2号	無	8,163,088円	8,163,088円	6,886,177円	6,886千円	2,847,5千円	8,183,088円	5,315,588円	2,847,000円	53.67%	2,488,000円	1,488,000円	883,052円	46.43%				0.00%	
	北近畿第3号	無	8,597,785円	8,597,785円	7,818,240円	7,818千円	3,809,千円	8,597,785円	4,788,785円	3,894,000円	78.54%	878,785円		878,785円	20.46%				0.00%	
	北近畿第4号	無	5,846,819円	5,846,819円	4,818,781円	4,818千円	2,307.5千円	5,846,819円	3,538,119円	2,807,000円	85.20%	1,231,819円		1,231,819円	34.80%			1,000円	0.03%	
合計			28,053,113円	28,053,113円	28,174,342円	28,174千円	10,087千円	30,381,007円	20,303,807円	10,087,800円	49.88%	8,207,882円	3,014,160円	3,193,866円	30.57%	4,007,376円	19.74%	2,079円	0.01%	

※高浜線ウ欄については、京都府域国庫申請額及び福井県域の国庫申請額を併せて控除しています。

(1) 記号説明

- 1.乗客バス事業の収益、乗車走行キロについては、高浜バス及び定額乗バス等を除き、費用については、高浜バス及び定額乗バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第8条で定める期間)における補助金交付要綱第2条第1項第3号に定める経常費用を除く。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第8条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の決算期を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況表に記載すること。
- 3.補助対象期間(補助金交付要綱第8条で定める期間)中の乗客バス事業と他の事業を兼営している場合の経常収益及び費用の配分は、昭和48年5月17日付付自衛隊第33号、自衛隊第18号、自衛隊第66号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の見込があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を受けること。
- 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税率を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱第6条の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり経常費用は、補助ブロックを管轄する地方自治体等が通知した数値によること。
- 7.申請番号は、事業者ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に近づけたい方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特別措置」の欄は、地域公共交通維持計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成28年9月2日国土交通省令第26号の認定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱第25条ただし書きに該当する場合には「3」を記載すること。
- 9.「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の乗客バスにおける計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通維持計画を実施する区間におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外入部分のキロ程」の欄、「都道府県外入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小倉第1号(第2位以下切り捨て)で算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値を記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外入部分の(リ)に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が0%以上の主要交通線路であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり100人を超える部分のキロ程のこと。同一補助ブロック内区間(系統キロ程(ア)-補助ブロック外入部分のキロ程(リ))同一補助ブロック都道府県外入部分のキロ程(ス)に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外入部分及び都道府県外入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソ」のうち補助ブロック外入部分及び同一補助ブロック都道府県外入部分以外に係るものは、「特別措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通維持計画を実施する区間におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外入部分、都道府県外入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外入部分及び都道府県外入部分以外のキロ程の比率」の欄については、6桁下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「計画乗車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄は、小倉第1号(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が8人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が8人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みんしん運行系統とは当該運行系統の計画輸送量を8人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 17.「補助対象経常費用」の欄は、(ホ)「計画平均乗車密度が8人未満の路線」に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額に、「ツ」の金額から左記の場合の(ウ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「2」を記載した系統については、「ツ」の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)こと。
- 18.「補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益」の欄は、(ク)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の算値を平均して算出すること。なお、前記系統で基準期間の算値がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する都道府県負担率等が算出される経常収益の見込額のうち、いずれか高い金額を記載すること。また、基準期間の前々年度の算値がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の算値を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれかの算値が
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに千円単位(0.1千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた乗客乗降の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日による運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載する事で足りるものとする。(記載例)令和0年度、令和0年度については、令和0年度事業から 土日・日曜による運行回数等の違いを記載、変更がないため省略)

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第8条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告書(国土交通省令第26号第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2条第1項第3号に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、国土交通大臣が関係維持計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第8条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る国土交通省令第1-8の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象期間に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る国土交通省令第1-6。ただし、国土交通大臣が関係維持計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通維持計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通維持計画の写し及び認定届書の写し並びに関係維持計画の写しを添付すること。

表2 地域公共交通確保維持増進事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

2年度

事業者名	丹後鉄道株式会社
------	----------

1 申請事業等の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間) ²⁾ の 概況状況	乗合バス事業					
	営業収益	181,287 千円	営業外収益	1,281 千円	経常収益(イ)	182,568 千円
	営業費用	448,761 千円	営業外費用	1,082 千円	経常費用(ロ)	449,843 千円
	営業増益	△ 267,474 千円	営業外増益	229 千円	経常増益	△ 267,245 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,894,137.8 km				経常収益率	33.91 %

基準期間の前年度の 概況状況	乗合バス事業					
	営業収益	144,491 千円	営業外収益	1,328 千円	経常収益(イ)	145,819 千円
	営業費用	432,412 千円	営業外費用	1,449 千円	経常費用(ロ)	433,861 千円
	営業増益	△ 287,921 千円	営業外増益	△ 121 千円	経常増益	△ 288,042 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	1,898,619.9 km				経常収益率	33.89 %

基準期間の前々年度の 概況状況	乗合バス事業					
	営業収益	140,748 千円	営業外収益	2,798 千円	経常収益(イ)	143,546 千円
	営業費用	426,070 千円	営業外費用	1,878 千円	経常費用(ロ)	427,948 千円
	営業増益	△ 285,322 千円	営業外増益	910 千円	経常増益	△ 284,411 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,887,777.8 km				経常収益率	37.34 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最前年度とする連続した基準2年間)における実車走行キロ当たり経常費用率)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'÷ニ	補助対象事業者の補助対象 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ''÷ハ''÷ニ	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ÷ニ
北近畿	259円56銭	286円28銭	270円28銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2 キロ当たり補助対象経費負担率及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (a/b/c)×100	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ×100
北近畿	259円70銭	382円52銭	259円70銭	81円87銭

3 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 種 措置	運行 系統名	運行系統		計画運行日数	計画運行距離 ()	計画平均標準乗客 数	計画輸送量 ①×②×③	系統キロ数 チ	地域公共交通確保増進 事業に実施する区域における キロ数 オ	系統キロ数と地域公共交通保 護事業に実施する区域に對し るキロ数との比率 オ÷チ×100	補助ブロック外 進入部分のキロ数 リ	同一補助ブロック 外部等外進入 部分のキロ数 ス	施設線との競合 部分に係るキロ数 ル	施設線 との競 合率 ル÷チ [ア- (リ+ス +ル)]÷ チ× 100	補助ブロック 外進入部分 同一補助ブ ロック外部等 外進入部 分及び施設 線との競合部 分以外のキロ 数の比率
				起点	主な 経由地												
北 近 畿	第1号	伊根線	上野田 全尾山	伊根	全尾山	300 日	2187.0 (8.9)	4.3	23.3 人	往 37.8Km 復 37.8Km 計 75.6Km	往 . Km 復 . Km 計 . Km	100.00%				100.00%	
	第2号	徳人線	上野田	徳人	300 日	1847.0 (4.8)	6.3	22.3 人	往 48.4Km 復 48.4Km 計 96.8Km	往 . Km 復 . Km 計 . Km	100.00%				100.00%		
	第3号	徳人線	上野田	徳人	300 日	1444.0 (4.0)	6.6	22.4 人	往 55.4Km 復 55.4Km 計 110.8Km	往 . Km 復 . Km 計 . Km	100.00%				100.00%		
	第4号	牛嶋線	上野田	牛嶋	300 日	2071.0 (5.3)	5.2	22.1 人	往 22.8Km 復 22.8Km 計 45.6Km	往 . Km 復 . Km 計 . Km	100.00%				100.00%		
	第5号	海山線	上野田	海山	300 日	2198.0 (5.7)	2.7	18.2 人	往 18.8Km 復 18.8Km 計 37.6Km	往 . Km 復 . Km 計 . Km	100.00%				100.00%		
	第6号	徳人線	徳山	徳人	300 日	1825.0 (4.8)	3.1	18.1 人	往 19.8Km 復 19.8Km 計 39.6Km	往 . Km 復 . Km 計 . Km	100.00%				100.00%		
	第7号	徳人線	徳山	徳人	300 日	2374.0 (6.0)	3.0	23.0 人	往 38.8Km 復 38.8Km 計 77.6Km	往 . Km 復 . Km 計 . Km	100.00%				100.00%		
	第8号	徳人線	徳山	徳人	300 日	1787.0 (4.8)	5.4	25.9 人	往 38.8Km 復 38.8Km 計 77.6Km	往 . Km 復 . Km 計 . Km	100.00%				100.00%		
	第9号	徳人線	徳山	徳人	300 日	1890.0 (5.3)	3.5	18.5 人	往 22.8Km 復 22.8Km 計 45.6Km	往 . Km 復 . Km 計 . Km	100.00%				100.00%		
	第10号	徳人線	徳山	徳人	300 日	1848.0 (4.8)	5.8	30.7 人	往 22.8Km 復 22.8Km 計 45.6Km	往 . Km 復 . Km 計 . Km	100.00%				100.00%		
	第11号	丹後山形線	丹波山形	丹波山形	300 日	1484.0 (4.0)	4.0	18.0 人	往 41.2Km 復 41.2Km 計 82.4Km	往 . Km 復 . Km 計 . Km	100.00%				100.00%		
合計	系統								往 373.0Km 復 373.0Km 計 746.0Km	往 . Km 復 . Km 計 . Km	100.00%				100.00%		

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外入部分及び同一補助ブロック内経費計外入部分の比率 (ア+イ+ウ)÷(ア+イ+ウ+エ)	計画費車台数 台	補助対象経費の算出額 円	補助対象経費の中心当たり経費収益									補助対象経費の算出額 円	補助対象経費の算出額を超過した額 円	補助対象経費の算出額 円	又又はのいずれか少ない方の額 円											
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間																	
						経常収益 円	実業銀行 大口 円	補助対象経費の 実業銀行大口 中心当たり経常 収益 円×ア+イ+ウ	経常収益 円	実業銀行 大口 円	補助対象経費の 実業銀行大口 中心当たり経常 収益 円×ア+イ+ウ	経常収益 円	実業銀行 大口 円	補助対象経費の 実業銀行大口 中心当たり経常 収益 円×ア+イ+ウ															
						ノボ	ヘノワ以下の額:ロ	64997/3=ノ	ノボ	ヘノワ以下の額:ロ	64997/3=ノ	ノボ	ヘノワ以下の額:ロ	64997/3=ノ															
第1号			18,114.4	48,396,810	円	88円.34銭	14,801,848	113,944	km	88円.82銭	10,875,842	円	17,814	km	88円.92銭	13,774,073	円	17,814	km	88円.83銭	14,046,064	円	33,307,000	円	18,018,431	円	18,018,431	円	
第2号			184,114.4	48,330,300	円	93円.45銭	13,814,530	円	km	84円.82銭	10,077,094	円	18,244	km	88円.840銭	10,738,364	円	18,244	km	102円.10銭	15,336,491	円	37,394,010	円	18,179,233	円	18,179,233	円	
第3号			181,772.0	41,813,380	円	75円.71銭	11,458,101	円	km	88円.87銭	10,300,202	円	18,244	km	81円.37銭	16,811,212	円	17,702.0	km	87円.00銭	12,247,750	円	23,784,439	円	18,008,464	円	18,008,464	円	
第4号			80,881.0	28,684,194	円	128円.84銭	7,488,771	円	km	121円.00銭	7,193,323	円	8,289.0	km	118円.92銭	8,000,408	円	81,882.0	km	140円.840銭	11,040,823	円	11,823,231	円	10,508,888	円	10,508,888	円	
第5号			71,802.0	18,348,940	円	91円.58銭	7,077,329	円	km	89円.47銭	6,100,430	円	22,889.0	km	88円.92銭	5,851,823	円	20,023.0	km	86円.70銭	6,878,237	円	12,073,838	円	8,381,682	円	8,381,682	円	
第6号			71,184.0	18,480,211	円	78円.16銭	5,778,103	円	km	74円.82銭	5,681,907	円	8,879.0	km	79円.90銭	8,286,878	円	81,882.0	km	80円.87銭	5,423,174	円	13,067,097	円	8,381,144	円	8,381,144	円	
第7号			174,807.0	48,818,807	円	52円.87銭	10,882,122	円	km	82円.80銭	10,330,880	円	18,244	km	88円.92銭	10,488,008	円	18,244	km	92円.70銭	8,228,188	円	38,089,231	円	20,388,780	円	20,388,780	円	
第8号			141,886.1	38,880,208	円	72円.31銭	10,080,771	円	km	88円.82銭	10,354,719	円	18,244	km	78円.82銭	11,384,825	円	18,244	km	76円.10銭	10,280,032	円	30,880,234	円	18,882,921	円	18,882,921	円	
第9号			124,187.0	32,254,028	円	88円.41銭	10,387,277	円	km	89円.80銭	10,006,788	円	18,244	km	81円.00銭	11,717,382	円	18,244	km	88円.00銭	10,781,888	円	31,323,149	円	14,814,317	円	14,814,317	円	
第10号			81,881.0	28,880,798	円	113円.00銭	8,834,280	円	km	88円.82銭	11,318,871	円	18,244	km	123円.10銭	10,818,827	円	81,882.0	km	110円.10銭	10,379,188	円	13,474,370	円	10,734,180	円	10,734,180	円	
第11号			180,885.6	31,288,648	円	53円.29銭	6,474,137	円	km	82円.80銭	8,828,840	円	22,789.0	km	81円.840銭	8,818,830	円	22,882.0	km	80円.00銭	6,428,888	円	34,880,280	円	14,087,845	円	14,087,845	円	
合計			1,776,061.1	307,086,187	円			円	km			円	km		円	km		円		円		円		円		円		円	

補助ブロック名	申請番号	特別措置	ソのうち補助ブロック外入部分、同一補助ブロック内経費計外入部分及び同一補助ブロック内経費計外入部分の比率に該当するもの ソ×ア+イ	ソのうち補助ブロック外入部分及び同一補助ブロック内経費計外入部分の比率に該当するもの ソ×ウ	計画平均 乗車密度 が9人乗車 の場合の 乗車 円	補助対象経費 円	計画額 円	経常費用から 経常収益を 差し引いた額 円	借入金から繰上 返済額を差し引いた額 円	ウの負債者とその負債割合																
										借入金		市町村		その他の者		事業者自己負債		「その他の者」の具体的な 概要								
										負債額	負債割合	負債額	負債割合	負債額	負債割合	負債額	負債割合									
第1号			18,018,431	円	円	18,114,772	円	16,114	円	8,077.0	円	33,307,000	円	20,180,880	円	4,888,000	円	23.8%	14,302.0	円	77.2%	円	0%	円	0%	
第2号			18,179,233	円	円	18,179	円	8,888.8	円	27,384,018	円	17,884,818	円	8,888,000	円	40.8%	8,888.15	円	20.1%	円	0%	円	0%			
第3号			18,008,464	円	円	18,008	円	8,488.0	円	27,794,428	円	20,311,928	円	8,204,000	円	40.3%	12,388.0	円	28.8%	円	0%	円	0%			
第4号			10,508,888	円	円	10,508	円	8,278.0	円	11,823,231	円	8,544,851	円	1,878,000	円	24.1%	4,682.0	円	78.8%	円	0%	円	0%			
第5号			8,381,682	円	円	4,188	円	2,087.8	円	12,072,882	円	8,978,882	円	2,087,000	円	21.0%	円	78.9%	円	0%	円	0%				
第6号			8,381,144	円	円	5,088,886	円	8,038	円	2,848.8	円	13,067,097	円	10,880,827	円	2,546,000	円	24.2%	円	78.7%	円	0%	円	0%		
第7号			38,089,231	円	円	12,746,100	円	12,746	円	6,978.0	円	36,883,281	円	28,780,281	円	8,978,000	円	21.4%	24,804.0	円	78.8%	円	0%	円	0%	
第8号			18,882,921	円	円	18,882	円	8,281.0	円	26,280,284	円	18,389,284	円	4,281,000	円	48.8%	12,388.0	円	54.8%	円	0%	円	0%			
第9号			14,814,317	円	円	8,818,881	円	8,818	円	4,107.8	円	21,822,149	円	17,414,848	円	4,107,000	円	23.9%	円	76.4%	円	0%	円	0%		
第10号			10,734,180	円	円	10,734	円	5,367.0	円	12,474,879	円	8,107,870	円	8,107,000	円	88.2%	4,368.0	円	33.8%	円	0%	円	0%			
第11号			14,087,845	円	円	10,878,263	円	10,878	円	5,388.8	円	24,886,280	円	18,315,480	円	5,388,000	円	24.8%	円	73.0%	円	0%	円	0%		
合計			180,884,172	円	円	28,888,882	円	182,884	円	88,447	円	344,786,281	円	178,283,281	円	87,270,000	円	48.3%	円	87.8%	円	0%	円	0%		

(1) 記載事項

1. 歳入・予算外収支、繰越金等については、高経費及び定額補給費(以下を併称、費用)については、高経費及び定額補給費(以下を併称、費用)における補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2条第3項に定める補助費用を除くこと。
2. 補助対象事業の決算期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と併進している事業年度については、補助対象期間の取扱部を行い、その取扱年度(平均年間の取扱部は切り捨て)を繰越金取扱いに取扱うこと。
3. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の歳入・予算外収支の取扱いを決定している場合の取扱い及び費用の扱いは、昭和48年8月17日付け自第第240号、自第第181号、自第第9号によること。なお、これにより会計を勘定することができない(特例)の理由がある場合は、国土交通大臣に報告し、その承認を受けること。
4. 補助対象期間の前々年度(基準期間)の繰越金取扱いの額、「基準期間の前年度の繰越金取扱いの額」、「基準期間の前々年度の繰越金取扱いの額」は、前年度繰越金取扱い額を記載すること。
5. 「補助ブロック債」の額は、補助金交付要綱第8条を併せて記載すること。
6. 地域支口当たり標準経費費用は、補助ブロックを管理する地方運輸局長が算出した数値によること。
7. 平均貸付率は、専断貸付率と一般貸付率とを平均すること。なお、1系統が複数の補助ブロックにわたる場合は、その比率に応じて低い方をカッコ書きの符号とすること。
8. 「特別措置」の額は、地域公共交通再興継続計画の策定を契機、特別措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成20年8月8日国土交通省令第240号の措置に基づき算出する場合には「2」を、補助金交付要綱第8条ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
9. 「計画実行期間」の額は、補助対象期間中の全額日数(における総計実行期間)を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画実行期間又は平均1日当たり計画実行期間のいずれかを記載する。
10. 「系統支口額」の額は、「地域公共交通再興事業を実施する区域における支口額」の額、「補助ブロック外借入部分の支口額」の額及び「借越金との割合部分に係る支口額」の額は、小取組第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、借越金の支口額が異なる系統については、平均値を記載すること。また、平均値の合計の額については、借越金の平均値ではなく、各系統の借越金の合計を記載すること。
11. 「同一補助ブロック内支口額の支口額」の額は、同一補助ブロック内における借越金外借入部分の支口額を記載することとし、補助ブロックが異なる借越金外借入部分は「1」に記載すること。
12. 「借越金との割合部分に係る支口額」とは、他の運行系統との割合部分の合計が90%以上の重要路線とあって、当該重要路線の総延長が1日当たり100人を超える部分の支口額のこととし、当該補助ブロック内区域(系統支口額(注)一補助ブロック外借入部分の支口額(注)一同一補助ブロック借越金外借入部分の支口額(注))に係る支口額を記載すること。
13. 「補助ブロック外借入部分及び借越金外借入部分以外の支口額の比率」の額、「1」のうち補助ブロック外借入部分及び同一補助ブロック借越金外借入部分以外に係るもの額は、「特別措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
14. 「系統支口額と地域公共交通再興事業を実施する区域における支口額との比率」の額、「借越金との割合率」の額、「補助ブロック外借入部分、借越金外借入部分及び借越金との割合部分以外の支口額の比率」の額、「補助ブロック外借入部分及び借越金外借入部分以外の支口額の比率」の額については、4位以下3位(小取組第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
15. 「計画実施率」の額は、「補助対象系統の支口当たり標準年数」の「実施率」の額は、小取組第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
16. 「計画平均乗車客数が8人未満の路線」の額は、計画平均乗車客数が8人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みちの道運行費とは当該運行系統の計画乗車客数が8人未満の路線(当該切り捨て)をいう。
17. 「補助対象経費」の額は、(ホ)「計画平均乗車客数が8人未満の路線」に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ウ)の金額を記載する。また、「特別措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ウ)の金額に、(ダ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ウ)の金額を控除して得た金額に(ウ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ウ)の金額を記載する(平均年間の乗客数切り捨て)。
18. 「補助対象系統の繰越金支口当たり標準年数」の額は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統における支口当たり標準年数の実績を平均して算出すること。なお、前年度で基準期間の実績がない場合は、補助対象標準費用の見込額の11/20に相当する額と借越金外借入部分等から算出する標準年数の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
19. 「計画額」の額は、専断貸付率(平均年)まで記載することとし、合計の平均年間の乗客数は切り捨てること。
20. 計算上生じた単位未満の乗客数は切り捨てること。
21. 統計対象増減の計画と比較し、前年度及び翌々年度の計画が同じ水準の進捗による増減に原因が異なる場合は、その旨を記載することとする。(「見込み」令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度専断から土曜・祝日の日数による増減計画等の進捗を除き、変更がないため省略)

(2) 附録事項

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る取扱い標準年数等取扱い標準年数(補助金交付要綱第2条第3項)の「事業部会費」(補助金交付要綱第2条第3項)に係る補助費用を除くこと及びこれに取扱う必要事項を記載した事項(計画書)を、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業年度及び標準年数。
2. 国土交通大臣標準継続計画の策定申請又は補助金交付申請の附録事項として提出している場合は、当該事項の取扱いを併記することができる。
3. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る標準年数1-2の運行系統別取扱部及び平均標準年数(補助対象標準に定めるもの)に限る。並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る標準年数1-5。
4. ただし、歳入・予算外収支継続計画の策定申請又は補助金交付申請の附録事項として提出している場合は、当該事項の取扱いを併記することができる。
5. 地域公共交通再興継続計画の策定を契機、特別措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再興継続計画の策定及び策定告知書の写し並びに再掲特例を受けようとする系統の取扱いの概要

表3 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認められた系統の概要

都道府県名：京都府

番号	系統名	理 由	運行回数	
			土曜	日曜祝日
		<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 該当なし </div>		

(記載要領)
 ・「番号」の欄には、今年度補助を受けようとする系統の一連番号から抽出して記載
 ・「系統名」の欄は、「番号」の欄に対応した系統を記載
 ・「理由」の欄は、生活交通の確保に支障がないとした理由を記載

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
京都府	相楽地区広域市町村圏	木津川市(旧加茂町)	<p>旧加茂町は、JR加茂駅周辺を中心に、銀行支店、郵便局、商業施設、医療機関等、生活を支える施設が存在しており、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められる。</p> <p>また、JR加茂駅は、関西本線名古屋方面への乗り継ぎや大和路線の終点にあたるほか、駅前バス停留所からコミュニティバスにも接続しており、相楽東部に位置する和東町・笠置町・南山城村にわたる交通の要衝である。</p> <p>これらのことから、旧加茂町が「広域行政圏の中心市町村に準ずるもの」として指定されることは適当である。</p>

表6 車両の取得計画の概要

R2年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却等に要する国庫補助額(千円)
	奈良交通株式会社	1 (継続1両)	1,800
	京阪京都交通株式会社	8 (継続8両)	10,815
	西日本JRバス株式会社	12 (継続12両)	8,910
	京都交通株式会社	1 (継続1両)	1,800
	丹後海陸交通株式会社	10 (新規2両、継続8両)	15,126
	合計 (新規2両、継続30両)		38,451

(1) 取組事項

1. 自費の経費は、補助申請書1書ごとに申請番号をかき記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、前年度以降の申請の履歴を転写又は添付の上申請すること。
2. 「国・自治体自動車補助金申請番号」の欄には、補助申請書の記載方法の運用手帳に添付された補助申請書の申請番号を記載すること。
3. 「申請の進捗」の欄は、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(燃料が軽油又は軽油以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間道路用車両の別がわかるように記載すること。
4. 「補助金交付」の欄には、起算額(国庫交付を含む)に申請額を加えた額を記載すること。なお、立派は道路を狭い二車線を1人当たりの占有面積0.14平方メートルで敷いた額とする(道路法定車両の保安基準第24条、第59段)。
5. 車両の長さ10の欄は、小乗点第1位(長さ以下)まで記載すること。
6. 「車両購入金額費用」の補助対象経費の購入料金は、実購入利率は、実購入利率で算出した額を計上すること。(補助上限：年20%)
7. 「車両購入金額費用」は、売買契約書等によるほか、借入期間に渡る借入金額を算出すること。なお、前年度については買掛金等の理由で足りることとする。
8. 「計償額」の欄は、車両ごとに10万円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
9. 「実費納入予定額」については、買掛金等によるほか、車両価格、附属品価格、運送費それぞれ区分した取組費額を算出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により算出されるものを提出すること。
10. リース車両についても当該取組費額を申請するが、リース期間の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び登録費用相当額がわかるものを提出すること。
11. 「普通預金口座」の欄は、平成24年4月1日以前に取得された通帳預金口座で、定率法により算出される請求額については、0.4(定率法)の取組費額を適用すること。
12. 普通預金口座(入額)は、補助対象経費(千円)に当該請求額との比較により下回る場合、差額(千円)に改定率法を適用した取組費額(入額)とする。
なお、改定率法を適用した場合は普通預金口座(入額)は計算式により前年度と同額とする。
※平成24年4月1日以後に取得した車両：乗証率0.10000 改定率0.40000

(2) 取組事項

1. 補助対象車両(補助金交付要領第5条で定める車両)の様々な年数に渡る積算自動車運送事業報告書(補助金交付要領第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要領第2条第1項及び第2項に係る取組費用を除く。))及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
2. 補助対象車両(補助金交付要領第5条で定める車両)に添付する書類(1)及び(2)の書類
3. 補助対象車両(補助金交付要領第5条で定める車両)に添付する書類(1)及び(2)の書類
4. 補助対象車両(補助金交付要領第5条で定める車両)に添付する書類(1)及び(2)の書類
5. 補助対象車両(補助金交付要領第5条で定める車両)に添付する書類(1)及び(2)の書類
6. 補助対象車両(補助金交付要領第5条で定める車両)に添付する書類(1)及び(2)の書類
7. 過去に生活交通費補助金申請書の認定申請又は補助金交付申請書の提出書類として提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	路線番号	路線区間	路線延長
京阪神-北近畿	第1号(29-1)	八田線1、神戸線1、原・神戸線1	第1号～第3号		29
京阪神-北近畿	第2号(29-2)	八田線1、神戸線1、原・神戸線1	第1号～第3号		29
京阪神-北近畿	第3号(29-3)	八田線1	第1号		29
京阪神-北近畿	第4号(30-1)	八田線1、神戸線1、原・神戸線1	第1号～第3号		30
京阪神-北近畿	第5号(30-2)	八田線1、神戸線1、原・神戸線1	第1号～第3号		30
京阪神-北近畿	第6号(30-3)	八田線1、神戸線1、原・神戸線1	第1号～第3号		30
京阪神-北近畿	第7号(31-1)	八田線1、神戸線1、原・神戸線1	第1号～第3号		31
京阪神-北近畿	第8号(31-2)	八田線1、神戸線1、原・神戸線1	第1号～第3号		31

【購入車両減価償却費】
 ○定率法の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で定められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象年度 額(円) 毎年度の額× 年数	残存額(円) 額年率(年率)の 外(円)× 年数	普通車用車両 減価償却額 (円) 額年率(年率)の 外(円)× 年数	特別償却額 (円) 額	償却額法額(円) △+□=◇	事業者償却額 (円) △	ノコのうち少な い方の額(円) □	償却期間(月) 年	補助対象年度 額×12(月)× 年数(年率)× 年数	計画額(千円) 円×1/2=千	*残存額 (円) 円-年率
第1号(29-1)	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,077,614	1,890,000	12	1,890,000	945.0	1,890,000
第2号(29-2)	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,077,614	1,890,000	12	1,890,000	945.0	1,890,000
第3号(29-3)	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	1,890,000	2,408,618	1,890,000	12	1,890,000	945.0	1,890,000
第4号(30-1)	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	2,982,768	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0	3,780,000
第5号(30-2)	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	2,982,768	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0	3,780,000
第6号(30-3)	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	2,520,000	2,982,768	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0	3,780,000
第7号(31-1)	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	4,921,280	4,200,000	12	4,200,000	2,100.0	6,300,000
第8号(31-2)	15,000,000	10,500,000	4,200,000	0	4,200,000	4,921,280	4,200,000	12	4,200,000	2,100.0	6,300,000
計	120,000,000	51,240,000	21,630,000	0	21,630,000	25,264,708	21,630,000		21,630	10,815	28,610,000

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 西日本ジェイアールバス株式会社

1. 車両取得の概要

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名等又は区間	確保維持車両型別補償金申請	
			当法年度	翌年度
北近畿	第1号(27-1)	園福線	第1号-第2号	H27
北近畿	第2号(27-2)	園福線	第1号-第2号	H27
北近畿	第3号(27-3)	園福線	第1号-第2号	H27
北近畿	第4号(27-4)	園福線	第1号-第2号	H27
京阪神	第1号(28-1)	高津・京北線	第3号	H28
京阪神	第2号(28-2)	高津・京北線	第3号	H28
京阪神	第1号(29-1)	高津・京北線	第3号	H29
京阪神	第2号(29-2)	高津・京北線	第3号	H29
京阪神	第1号(30-1)	高津・京北線	第3号	H30
京阪神	第2号(30-2)	高津・京北線	第3号	H30
京阪神	第1号(31-1)	高津・京北線	第3号	H31
京阪神	第2号(31-2)	高津・京北線	第3号	H31

【購入車両減価償却費】
Q定額法の定額償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象年度 額(円) 毎年度への償却額	残存価額(円) 前年度(2年目)の 残存価額×0.9	償却額(円) 償却率×前年度 の残存価額	特別償却額 (円)	償却総額(円) 償却額+特別償却額	事業者償却額 (円)	このうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 9ヶ月+12(月)-償 (標準年度)×nヶ月	計画額(千円) n×1/2-f	※残存価額 (円) f-m
第1号(27-1)	15,000,000	5,573,054	3,000,000	0	3,000,000	1,917,345	1,917,345	1	159,778	79.8	5,413,276
第2号(27-2)	15,000,000	5,573,054	3,000,000	0	3,000,000	1,917,345	1,917,345	1	159,778	79.8	5,413,276
第3号(27-3)	15,000,000	5,573,054	3,000,000	0	3,000,000	1,917,345	1,917,345	1	159,778	79.8	5,413,276
第4号(27-4)	15,000,000	7,561,385	3,000,000	0	3,000,000	1,922,975	1,922,975	4	540,981	270.4	7,020,374
第1号(28-1)	15,000,000	6,451,015	3,000,000	0	3,000,000	2,230,170	2,230,170	12	2,230,170	1,115.0	4,220,945
第2号(28-2)	15,000,000	6,451,015	3,000,000	0	3,000,000	2,230,170	2,230,170	12	2,230,170	1,115.0	4,220,945
第1号(29-1)	15,000,000	9,695,655	3,000,000	0	3,000,000	1,872,122	1,872,122	12	1,872,122	936.0	7,823,533
第2号(29-2)	15,000,000	9,695,655	3,000,000	0	3,000,000	1,872,122	1,872,122	12	1,872,122	936.0	7,823,533
第1号(30-1)	15,000,000	11,769,898	3,000,000	0	3,000,000	2,260,072	2,260,072	12	2,260,072	1,140.0	9,489,926
第2号(30-2)	15,000,000	12,451,238	3,000,000	0	3,000,000	1,911,572	1,911,572	12	1,911,572	955.7	10,539,666
第1号(31-1)	15,000,000	14,265,539	3,000,000	0	3,000,000	2,203,384	2,203,384	12	2,203,384	1,101.6	12,062,155
第2号(31-2)	15,000,000	14,265,539	3,000,000	0	3,000,000	2,203,384	2,203,384	12	2,203,384	1,101.6	12,062,155
計	180,000,000	109,328,081	36,000,000	0	36,000,000	24,176,006	24,176,006	17,823	17,823	8,910	91,502,760

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

申請番号	申請番号	確保維持路線名称又は区間	車両の種別	車庫の長さ(m)	購入予定 年月	購入者の種別 (現金、割賦、リース)

【購入車両減価償却費】
○直線法の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	車両種別	附属品価格	改造費	合計	取得入予定車台 計価格から車両減価 を差し引いた額(円)	地上取得費のうち 少ない方の額 (円)	特別償却額(円) (25%) △×(0.25)or (20%)△×(0.2)	償却額底額(円)	事業年度償却額 (円)	えとのうち少な い方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 7×7÷12(月)÷4	計画額 (千円)
1	バス	0	8	1+0+8=8	1-1円=8	△	1+7=8		8	7	7	7×7÷12(月)÷4	8×1/2=3
計												円	千円

【車両購入金融費用】
○直線法の減価方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	補助対象経費 計画額(千円)
	△の額以内		レ	7×1/2=3
計				千円

【所要経費】

補助対象総額(千円)	計画額(千円)
107	31.5

【負担者ごとの負担割合】

負担者	負担割合		負担額		負担割合		負担額	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
事業者	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
市町村	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
合計	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%

* 残存価格
(円)
△-△

2年目以降(令和 2 年度)

補助プログラム名	確保維持費国庫補助金申請
申請番号	当年度番号
第1号(31-1)	北近畿道(市県連携第一級事務)
31	北近畿道3号

【購入車両減価償却費】
 ○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で定められた割合を勘定、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象原価額 (円)	残存価額(円)	普通請出用資産 (円) (定率法) 元×(100%×0.01) (定額法)×0.01元	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者認知額 (円)	パトのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 元×1/2(円) (定率法)元×元 (定額法)	計画額(千円)	*残存価格 (円)
第1号(31-1)	15,000,000	9,000,000	3,600,000	0	3,600,000	4,320,000	3,600,000	12	3,600,000	1,800.0	5,400,000
計			3,600,000		3,600,000		0		0	0.0	5,400,000

【車両購入金額費用】

○事業者の償却方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融機関補助対象額(円)	償却期間(月)	今年度償却額		借入利率(% 年利)	元と2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(白)	(藍)				
					1	7	7	7 × 1/2 = 3.5
計								

【所費対比】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
7+7	7+7
3,600	1,800

【負担者ごとの負担割合】

補助プログラム番号	国庫		市県町村		その他		負担者ごとの負担割合	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
本年度	1,800,000	50%						
合計	1,800,000				0		0	

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 戸塚海運交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和2年度)	申請番号	種別	車両の種別	車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等決定年月	購入等の注別(現金、リース)
北近畿 第1号(2-1)	第8号	バスステップ	スロープ付標準	56	8.9	元 10	現金
北近畿 第2号(2-2)	第1号	バスステップ	スロープ付標準	56	8.9	元 10	現金

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	車両購入予定額(円) * 消費税を除く		特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	スルのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(千円)	計画額(千円)	* 残存価格(円)
	車両価格	改造費								
第1号(2-1)	17,500,000	1,798,248	19,298,248	6,000,000	7,718,499	6,000,000	12	6,000,000	3,000.0	9,000,000
第2号(2-2)	17,500,000	1,798,248	19,298,248	6,000,000	7,718,499	6,000,000	12	6,000,000	3,000.0	9,000,000
計	35,000,000	3,596,496	38,596,496	12,000,000	15,436,998	12,000,000		12,000,000	6,000	18,000,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償却期間(月)	借入利率(%) 年利	補助対象経費(千円)	計画額(千円)
	▲の額以内		レと2.5%のうち低い方	7	7 × 1/2 = 3.5
計					

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
九十七	三十一
12,000	6,000

【負担率とその負担割合】

申請番号	無償返済		市町村		事業者負担		「その他の者」の負担割合	
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額
北近畿 1	50%	3,000,000	50%	3,000,000	50%	3,000,000	50%	3,000,000
北近畿 2	50%	3,000,000	50%	3,000,000	50%	3,000,000	50%	3,000,000
合計	50%	6,000,000	50%	6,000,000	50%	6,000,000	50%	6,000,000

補助ブロック名	申請番号	確保維持費種別名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当年度	前年度
北近畿	第3号(31-1)	久美浜線	第10号	31
北近畿	第4号(31-2)	瀬入線	第2号	31
北近畿	第5号(30-1)	久美浜線	第11号	30
北近畿	第6号(30-2)	伊根線	第1号	30
北近畿	第7号(29-1)	峰山線	第5号	29
北近畿	第8号(29-2)	瀬入線	第2号	29
北近畿	第9号(28-1)	海岸線	第7号	28
北近畿	第10号(28-2)	経ヶ岬線	第3号	28

【購入車両減価償却費】
 ○定率法の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で定められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象資産額(円)	系存額(円) 前年度(2年目の み)の額→	普通償却率 額 (定率法) 額 × 0.35 × 0.4 = 4 (定額法) × 0.2 = 4	特別償却額(円)	償却限度額(円) A + B = C	事業者償却額(円)	ノイのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 D × E + 12(月) × F (最終年度) × G = H	計額(千円) M × 1/2 = N	* 系存額(円) P = Q + R
第3号(31-1)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	5,162,699	3,600,000	12	3,600,000	1,800.0	5,400,000
第4号(31-2)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	5,162,699	3,600,000	12	3,600,000	1,800.0	5,400,000
第5号(30-1)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	2,661,105	2,160,000	12	2,160,000	1,080.0	3,240,000
第8号(30-2)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	2,661,105	2,160,000	12	2,160,000	1,080.0	3,240,000
第7号(29-1)	15,000,000	4,140,000	1,656,000		1,656,000	1,903,285	1,656,000	12	1,656,000	828.0	2,484,000
第8号(29-2)	15,000,000	4,140,000	1,656,000		1,656,000	1,903,285	1,656,000	12	1,656,000	828.0	2,484,000
第9号(28-1)	15,000,000	1,710,000	1,710,000		1,710,000	1,918,153	1,710,000	12	1,710,000	855.0	0
第10号(28-2)	15,000,000	1,710,000	1,710,000		1,710,000	1,918,153	1,710,000	12	1,710,000	855.0	0
計	120,000,000	40,500,000	18,252,000		18,252,000	23,290,484	18,252,000		18,252	9,128	22,248,000

表6 車両の取得計画の概要

R3年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却等に要する国庫補助額(千円)
	奈良交通株式会社	1 (継続1両)	1,080
	京阪京都交通株式会社	8 (継続8両)	8,190
	西日本JRバス株式会社	8 (継続8両)	6,542
	京都交通株式会社	1 (継続1両)	1,080
	丹後海陸交通株式会社	10 (新規2両、継続8両)	14,622
	合計 (新規2両、継続26両)		31,514

2年目以降(注1 3年度)

補助プログラム名	申請番号	募集要項掲載番号又は区画	積立準備金等補助金 申請番号
京阪神	1	相原木渡懸 第1号	31

【購入車両取得補助】
○募集要項掲載番号(定率法or定額法)※法令で定められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象年度 (円)	繰上償還額(円)	積立準備額 (円)	特別償還額 (円)	償還限度額(円)	事業費償還額 (円)	1/2のうえに 1/4の額(円)	償還期間(月)	補助対象年度 7×1/2×7 (定率法or定額法)	国庫補助金 内定申請額(千円)	*残存価格 (円)
1	15,000,000	5,400,000	0	0	2,160,000	2,431,195	2,160,000	12	2,160,000	1,080.0	3,240,000
計	15,000,000	5,400,000	0	0	2,160,000	2,431,195	2,160,000		2,160	1,080	3,240,000

【車両購入金融費用】

○事業費立上り金(元利均等or元金均等)

申請番号	1
計	1

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	1/2の額以内	今年度償還額		借入利率(% 年利)	償還期間 (月)	補助対象年度 7×1/2×7
			(白)	(至)			
1					1		
計							

【積立準備金】

補助対象年度 7×1/2	計画額(千円) 7×1/2
2,160	1,080

【自動車上の身辺割合】

自動車 種別	乗用車		貨物車		その他		その他の車 の割合
	台数	総額	台数	総額	台数	総額	
乗用車	1	1,000,000	0	0	0	0	0.0%
貨物車	0	0	0	0	0	0	0.0%
その他	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	1	1,000,000	0	0	0	0	0.0%

補助ブロック名	申請番号	確保維持費国庫補助金 申請番号 当座預金
京阪神・北近畿	第1号(29-1)	八田線1、神吉線1、東・神吉線1
京阪神・北近畿	第2号(29-2)	八田線1、神吉線1、東・神吉線1
京阪神・北近畿	第3号(29-3)	八田線1
京阪神・北近畿	第4号(30-1)	八田線1、神吉線1、東・神吉線1
京阪神・北近畿	第5号(30-2)	八田線1、神吉線1、東・神吉線1
京阪神・北近畿	第6号(30-3)	八田線1、神吉線1、東・神吉線1
京阪神・北近畿	第7号(31-1)	八田線1、神吉線1、東・神吉線1
京阪神・北近畿	第8号(31-2)	八田線1、神吉線1、東・神吉線1

【購入車両減価償却費】
○償却方法は定率法(定額法)※法令で認められた割合を繰上、年数間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象原価額(円)	残存価額(円) 前年7月31日までの 別の帳簿より 繰り越す額	償却額(円) 7×(原価額)×(1-償却率) (29-30) 7×(原価額)×(1-償却率) (31-4)	特別償却額(円)	償却額減額(円) △+△=△	事業費償却額(円)	少のうら少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 9×(1-12月)×(償却率)×(1-償却率)	計画額(千円) マ×1/2=マ	* 残存価額(円) マ×マ=マ
第1号(29-1)	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	0	2,077,614	1,890,000	12	1,890,000	945.0	0
第2号(29-2)	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	0	2,077,614	1,890,000	12	1,890,000	945.0	0
第3号(29-3)	15,000,000	1,890,000	1,890,000	0	0	2,406,616	1,890,000	12	1,890,000	945.0	0
第4号(30-1)	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	0	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000	945.0	1,890,000
第5号(30-2)	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	0	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000	945.0	1,890,000
第6号(30-3)	15,000,000	3,780,000	1,890,000	0	0	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000	945.0	1,890,000
第7号(31-1)	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	0	2,952,768	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0	3,780,000
第8号(31-2)	15,000,000	6,300,000	2,520,000	0	0	2,952,768	2,520,000	12	2,520,000	1,260.0	3,780,000
計	120,000,000	29,610,000	16,380,000	0	0	19,113,108	16,380,000		16,380	8,190	19,230,000

補助プロジェクト名	申請番号	補助対象地域名称又は区画	所在地	事業年度	事業種別
京阪神	第1号(28-1)	高津・京北線	H28	第3号	H28
京阪神	第2号(28-2)	高津・京北線	H28	第3号	H28
京阪神	第1号(29-1)	高津・京北線	H29	第3号	H29
京阪神	第2号(29-2)	高津・京北線	H29	第3号	H29
京阪神	第1号(30-1)	高津・京北線	H30	第3号	H30
京阪神	第2号(30-2)	高津・京北線	H30	第3号	H30
京阪神	第1号(31-1)	高津・京北線	H31	第3号	H31
京阪神	第2号(31-2)	高津・京北線	H31	第3号	H31

【購入車両減価償却法】
 ○事業年度の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で定められた割合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象年度 額(千円)	残存価額(千円) 前年度(2)年目の おりの額に→	事業計画額 (千円) 7×(0.5×0.4)×△ (△:耐用年数)	特別償却額 (千円)	償却額(千円) A+B+C+D	事業者償却額 (千円)	ととのうち少な い方の額(千円)	償却期間(月)	補助対象総費 7×12(月)×△ (△:耐用年数)	計画額(千円) 7×12(月)	※ 残存価額 (千円) 7×△
第1号(28-1)	15,000,000	4,220,845	3,000,000	0	3,000,000	2,230,170	2,230,170	2	371,895	185.8	3,648,150
第2号(28-2)	15,000,000	4,220,845	3,000,000	0	3,000,000	2,230,170	2,230,170	2	371,895	185.8	3,648,150
第1号(29-1)	15,000,000	7,823,533	3,000,000	0	3,000,000	1,872,122	1,872,122	12	1,872,122	936.0	5,951,411
第2号(29-2)	15,000,000	7,823,533	3,000,000	0	3,000,000	1,872,122	1,872,122	12	1,872,122	936.0	5,951,411
第1号(30-1)	15,000,000	9,489,828	3,000,000	0	3,000,000	2,280,072	2,280,072	12	2,280,072	1,140.0	7,208,754
第2号(30-2)	15,000,000	10,539,866	3,000,000	0	3,000,000	1,911,572	1,911,572	12	1,911,572	955.7	8,825,094
第1号(31-1)	15,000,000	12,082,155	3,000,000	0	3,000,000	2,203,384	2,203,384	12	2,203,384	1,101.8	9,858,771
第2号(31-2)	15,000,000	12,082,155	3,000,000	0	3,000,000	2,203,384	2,203,384	12	2,203,384	1,101.8	9,858,771
計	120,000,000	68,242,858	24,000,000	0	24,000,000	18,802,986	18,802,986		13,088	6,542	55,156,512

【車両購入金融費用】
 ○事業年度の返済方法(元均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(千円) 7の額以内	償還期間 (月)	今年返済額(千円)		借入利率(%) 年利	返済額(千円) 元	返済率(%) 元	返済済みの額(千円) 元	返済済みの率(%) 元	返済済みの残高(千円) 元	返済済みの率(%) 元	返済済みの残高(千円) 元
			(白)	(至)								
計					1	7						千円

【所要経費】

補助対象総額(千円) 7+7	計画額(千円) 7+7
13,088	6,542

【貸借対照表とその他の負債報告】

貸借対照表 科目	貸借対照表		その他の負債報告		貸借対照表 科目	貸借対照表 金額	その他の負債報告 金額
	貸借対照表 金額	貸借対照表 率	その他の負債報告 金額	その他の負債報告 率			
現金	10,000	100%	10,000	100%	現金	10,000	100%
短期貸付	0	0%	0	0%	短期貸付	0	0%
短期有価証券	0	0%	0	0%	短期有価証券	0	0%
固定資産	0	0%	0	0%	固定資産	0	0%
負債	0	0%	0	0%	負債	0	0%
借入金	0	0%	0	0%	借入金	0	0%
借入金以外の負債	0	0%	0	0%	借入金以外の負債	0	0%
合計	10,000	100%	10,000	100%	合計	10,000	100%

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	申請年度	路線番号
北近畿	第1号(31-1)	徳島山線10市長岡町線～徳島駅	31	

【購入車庫設備経費】
 ○経費の算出方法(定率法・定額法)※法令で定められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象経費額 (円)	残存価額(円) (定率法) 原価×(経過年数) の額=ア	特別償却額(円) (定率法) 9×(95-0.01- 経過年数)×0.1=イ	償却限度額(円)	償却残価額(円)	事業年償却額 (円)	アのうち少 ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 9×イ+12(月)×イ (事業年度)=エ	計画額(千円)
第1号(31-1)	15,000,000	5,400,000	0	2,160,000	0	2,592,000	2,160,000	12	2,160,000	1,080.0
計			0	0	2,160,000		0		0	0.0
					2,160,000				2,160	1,080

*残存価格 (円)	ゼロ
	3,240,000
	0
	3,240,000

【車両購入金庫費用】
 ○経費の算出方法(元利均等元金均等)

申請番号	償還期間 (月)	借入利率(% 年利)	今年度償還回数 (回)	(目)	(至)	借入利率(% 年利)	Eと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
計									

【貸付金庫の償還割合】

補助ブロック 名称	申請 番号	償還割合		償還率		償還率		償還率		償還率	
		償還率	償還率	償還率	償還率	償還率	償還率	償還率	償還率	償還率	償還率
北近畿	1	1,000,000	80	80	80	80	80	80	80	80	80
合計		1,000,000	80	80	80	80	80	80	80	80	80

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	ケ+7
2,160	1,080

(1) 取換要領

1. 申請の要領は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降の申請については補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
2. 「乗換継続費控除補助金申請書」の欄には、補助申請車両の座席予定の運行系統に係る乗換継続費補助金の申請番号を記載すること。
3. 「車両の取替」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両（制車仕様等又はそれ以外の車両）、フリーステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
4. 「乗車定員」の欄には、座席数（運送席を含む）に立席席を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（運送座席車両の取替基準第24条、第53条）。
5. 「車両の長さ」の欄は、小阪点検1位（第2位以下切捨て）まで記載すること。
6. 「車両購入金額費用」の「補助対象費用」の欄は、乗車入札票で算出した額を計上すること。（補助上限：年2.5%）
7. 「車両購入金額費用」は、乗換継続費等によるほか、乗換期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
8. 「計画車組」の欄は、車両ごとに車両単位（0.1～0.9千両）まで記載すること。合計の千両未満の欄数は切り捨てること。
9. 乗換購入予定車については、見積書等によるほか、車両価格、附属設備、改定費それぞれ区分した座席費等を提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
10. リース車両についても当該取替費を適用するが、リース契約の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び全額費用相当額がわかるものを提出すること。
11. 「乗換継続費控除」の欄は、平成24年4月1日以前に取得された乗換継続費で、定率法により戻却される乗換継続費については、0.4（定率法）の戻却率を適用すること。
12. 乗換継続費控除（△欄）は、補助対象車両（千両）に算入された戻却額との比較により下回る場合、戻却額（千両）に改定乗換継続費控除額（△欄）とする。

なお、改定乗換継続費控除額（△欄）は計算式により算出される。改定乗換継続費控除額（△欄）は計算式により算出される。

※ 平成24年4月1日以後に取得した車両：乗車率0.10800 規定乗換率：0.500

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要領第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告相別第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要領第2編第1章第1節及び第2節に係る総括費用を除く。）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
2. 補助対象乗車人員乗換継続費控除及び当該乗車人員に係る乗換継続費の取替となる書類（(1)7.8.10関係）
3. 乗換継続費のノンステップバスを算入する場合には、取替書の写し
4. 乗換継続費のノンステップバスを算入する場合は、乗換継続費以外の車両について補助を掛けようとする場合には、その理由を記載した書類
5. 乗換継続費の乗換継続費控除又は乗換継続費控除以外の乗換継続費の控除に関する基準を定める省令第49条に基づき適用車両の状況見込み（車両数、平均乗車率）
6. 補助対象事業者ごとの、乗換継続費の乗換継続費控除又は乗換継続費控除以外の乗換継続費の控除に関する基準を定める省令第49条に基づき適用車両の状況見込み（車両数、平均乗車率）
7. 過去に生活文化課乗換継続費控除申請書の認定申請又は補助金交付申請の申請書類として提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 丹後海運交通株式会社

1. 車両取得の概要

補助プログラム名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	路線維持費用補助金申請番号	車両の種類	車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入車の種別(現金、割賦、リース)
北近畿	第1号(3-1)	海岸線	第1号	ノンステップ スロープ付 標準	58	8.9	2 10	現金
北近畿	第2号(3-2)	瀬入線	第2号	ノンステップ スロープ付 標準	58	8.9	2 10	現金

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	車両価格		改良費	実質購入予定定額合計額(円)		普通乗用車(定率法) A×(0.5×0.01) (定額法)A×0.2=ト	特別償却額(円)	償却総額(円)	事業者償却額(円)	スとのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象総費 ア×7÷12(月)=ホ	計画額(千円)	*残存価格(円)
	イ	ロ		合計	イ+ロ+ハ=ニ									
第1号(3-1)	17,500,000	1,798,248	ハ	19,298,248	ニ-1円=ホ	6,000,000	6,000,000	6,000,000	7,718,499	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000
第2号(3-2)	17,500,000	1,798,248		19,298,248		6,000,000	6,000,000	6,000,000	7,718,499	6,000,000	12	6,000,000 円	3,000.0	9,000,000
計	35,000,000	3,596,496		38,596,496		12,000,000	12,000,000	12,000,000	15,436,998	12,000,000		12,000,000 千円	6,000	18,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	補助対象総費	計画額(千円)
	アの範囲内		レと2.5%のうち低い方の率(%)	7	7×1/2=ネ
計				千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+7	3+ホ
12,000	6,000

【負担率とその負担割合】

申請プログラム番号	普通乗用車		その他の車		事業者自己負担		その他の者の負担割合
	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	負担割合	
1	3,000,000 円	50 %	円	%	円	%	%
2	3,000,000 円	60 %	円	%	円	%	%
合計	6,000,000 円	50 %	円	%	円	%	%

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費用国庫補助金申請番号	
			当年度	前年度
北近畿	第3号(2-1)	同人街道線	第8号	2
北近畿	第4号(2-2)	伊根線	第1号	2
北近畿	第5号(31-1)	久美浜線	第10号	31
北近畿	第6号(31-2)	蒲入線	第2号	31
北近畿	第7号(30-1)	久美浜線	第10号	30
北近畿	第8号(30-2)	伊根線	第1号	30
北近畿	第9号(29-1)	峰山線	第5号	29
北近畿	第10号(29-2)	蒲入線	第2号	29

【購入車両減価償却費】
 ○車体等の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象原価額(円)	減価償却率 前年度7(2年目のみ)の額→ 初年度への額→	減価償却額 (円) (定率法) 元×(0.5×0.4)×元 (定額法)元×0.2×元	特別償却額(円)	償却原価額(円)	事業者償却額(円)	とのおうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 元×元÷12(月)×元 (最終年度)元×元	計画額(千円)	*残存価格(円)
第3号(2-1)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		4,631,099	3,600,000	3,600,000	12	3,600,000	1,800.0	5,400,000
第4号(2-2)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		4,631,099	3,600,000	3,600,000	12	3,600,000	1,800.0	5,400,000
第5号(31-1)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		3,097,620	2,160,000	2,160,000	12	2,160,000	1,080.0	3,240,000
第6号(31-2)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		3,097,620	2,160,000	2,160,000	12	2,160,000	1,080.0	3,240,000
第7号(30-1)	15,000,000	3,240,000	1,620,000		1,995,829	1,620,000	1,620,000	12	1,620,000	810.0	1,620,000
第8号(30-2)	15,000,000	3,240,000	1,620,000		1,995,829	1,620,000	1,620,000	12	1,620,000	810.0	1,620,000
第9号(29-1)	15,000,000	2,484,000	1,242,000		1,427,464	1,242,000	1,242,000	12	1,242,000	621.0	1,242,000
第10号(29-2)	15,000,000	2,484,000	1,242,000		1,427,464	1,242,000	1,242,000	12	1,242,000	621.0	1,242,000
計	120,000,000	40,248,000	17,244,000		22,304,024	17,244,000	17,244,000		17,244	8,622	23,004,000

表6 車両の取得計画の概要

R4年度

都道府県 (市区町村)	補助対象事業者名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
	奈良株式会社 交通会社	1 (継続1両)	810
	京阪京都交通株式会社	5 (継続5両)	4,725
	西日本JRバス株式会社	6 (継続6両)	4,610
	京都交通株式会社	1 (継続1両)	810
	丹後海陸交通株式会社	12 (新規2両、継続10両)	16,242
	合計(新規2両、継続23両)		27,197

2年目以降(令和 4 年度)

補助プログラム名	申請番号	確保維持費種別名称又は区画	申請番号
	1	和歌木崎線	第1号

【購入車両確保切取】
 ○従来の確保切取方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象年度 額(円)	現存価額(円)	普通車前年度 額 (528円) 7×0.04×0.04=1.1648 0.04×0.04=0.16 0.04×0.04=0.16	特別償却額 (円)	償却額(円)	事業年度償却 (円)	ほかの主な い方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 7×1/2(月) (0.04×0.04)=0.16	国庫補助金 内定申請額(千円)	* 現存価格 (円)
1	13,000,000	3,240,000	1,020,000	0	1,020,000	1,023,396	1,020,000	12	1,020,000	810.0	1,020,000
計	15,000,000	3,240,000	1,020,000	0	1,020,000	1,023,396	1,020,000		1,020	810	1,020,000

【車両購入金取費用】
 ○従来の取費方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金額取用補助 対象額(円)	償却期間 (月)	今年取費返還額 (円)	借入利率(% 年利)	償却対象経費 計額(千円)
				1	7×1/2=7
計					

【申請状況】

補助対象経費(千円)	計額(千円)
7×1/2	810

【貸付金上の負担割合】

申請プログラム 区分	償却期間		償却率		償却率		償却率		償却率		償却率	
	償却期間	償却率	償却期間	償却率	償却期間	償却率	償却期間	償却率	償却期間	償却率	償却期間	償却率
1	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
2	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
3	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
4	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
5	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
6	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
7	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
8	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
9	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
10	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
11	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
12	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
13	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
14	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
15	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
16	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
17	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
18	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
19	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
20	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
21	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
22	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
23	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
24	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
25	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
26	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
27	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
28	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
29	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
30	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
31	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
32	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
33	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
34	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
35	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
36	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
37	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
38	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
39	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
40	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
41	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
42	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
43	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
44	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
45	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
46	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
47	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
48	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
49	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
50	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
51	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
52	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
53	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
54	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
55	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
56	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
57	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
58	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
59	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
60	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
61	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
62	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
63	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
64	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
65	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
66	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
67	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
68	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
69	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
70	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
71	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
72	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
73	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
74	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
75	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
76	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
77	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
78	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
79	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
80	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
81	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
82	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
83	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
84	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
85	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
86	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%
87	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	33.0%	12	3		

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 | 京阪東武交通株式会社

1. 車両取得の概要

※新調購入未定

補助プログラム名	申請番号	事業者の種別	申請年	申請月	申請人等の種別
京阪東武交通株式会社					

【購入車両減価償却】
 ○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

申請番号	定率法を適用する車両(円) * 償却率を除く		償却期間(月)	償却率(%)	償却額(円)	償却額(千円)	償却率(%)	償却額(円)	償却額(千円)	償却率(%)	償却額(円)	償却額(千円)
	定率法を適用する車両(円)	償却率(%)										
	イ	ロ	ハ	ニ	ヘ	ホ	ヘ	ト	ニ	ヘ	ト	ニ
計						0		0			0	0

【購入車両減価償却】
 ○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

申請番号	全額償却補助対象額(円)	償却期間(月)	償却率(%)	償却額(千円)	償却率(%)	償却額(千円)
計				0		0

【所屬事業者】

補助対象事業者(千円)	計画額(千円)
京阪東武	0
計	0

補助プログラム名	償却額		償却率		償却額		償却率		償却額		償却率	
	計画額	実績額	計画率	実績率	計画額	実績額	計画率	実績率	計画額	実績額	計画率	実績率
京阪東武-北近畿	0	0	0%	0%	0	0	0%	0%	0	0	0%	0%
合計	0	0	0%	0%	0	0	0%	0%	0	0	0%	0%

※ 償却率(%)
 償却額(円) / 償却対象額(円) * 100

補助プログラム名	申請番号	建設特許名称又は区画	所在地	面積(㎡)
京阪神-北近畿	第4号(30-1)	八田線1、初宮線1、原・初宮線1	第1号~第3号	30
京阪神-北近畿	第5号(30-2)	八田線1、初宮線1、原・初宮線1	第1号~第3号	30
京阪神-北近畿	第6号(30-3)	八田線1、初宮線1、原・初宮線1	第1号~第3号	30
京阪神-北近畿	第7号(31-1)	八田線1、初宮線1、原・初宮線1	第1号~第3号	31
京阪神-北近畿	第8号(31-2)	八田線1、初宮線1、原・初宮線1	第1号~第3号	31

【購入車両減価償却費】
 ○定率法の定率適用方法(定率法or定額法)※法令で定められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) ※年度別の額=補助対象限度額×(1-償却率) ⁿ	残存額(円) ※(補助対象限度額-償却累計額) 償却率=1-((1-償却率) ⁿ) n:償却年数	特別償却額(円) り	償却累計額(円) Δ+り=ノ	事業者償却額(円) ま	ノとのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×12(月)×マ (償却年数)×ニマ	計画額(千円) マ×1/2=ナ	*残存価格(円) ア=マ=フ
第4号(30-1)	15,000,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0 千円	0
第5号(30-2)	15,000,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0 千円	0
第6号(30-3)	15,000,000	1,890,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0 千円	0
第7号(31-1)	15,000,000	3,780,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0 千円	1,890,000
第8号(31-2)	15,000,000	3,780,000	0	1,890,000	2,214,576	1,890,000	12	1,890,000 円	945.0 千円	1,890,000
計	75,000,000	13,230,000	0	9,450,000	11,072,880	9,450,000		9,450 千円	4,725 千円	3,780,000

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

補助プログラム名	申請番号	確保維持助産名称又は区間	申請番号	車両の種類	車庫の長さ(m)	購入予定年月	購入等の理由 (建設、修理、リース)

【購入車両の種類記載】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	車両価格		改良費	合計 イ+ロ+ハ+ニ	車両購入予定額(円) ※消費税は含まず		特別償却額(円) (償却額) (円) ※(イ+ロ+ハ)×0.04 (定率法) ※(イ+ロ+ハ)×0.1 (定額法)	車両償却額(円)	特別償却額(円)	スバルのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象総費 ア×イ+12(月)×ロ	計画額(千円) カ×1/2=キ	※ 残存価格(円)
	イ	ロ			ハ	ニ								
計														

【車両購入金額使用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) △の範囲内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	借入利率(%) と2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象総費	計画額(千円) ク×1/2=キ
計						

【所費総額】

補助対象総費(千円) カ+ア	計画額(千円) キ+ネ

【担者とその負担割合】

担者 担者 割合	事業者		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の負担割合
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	
合計							

補助ブロック名	申請番号	建設維持経費国庫補助金申請 年度	町年度
北近畿	第1号(31-1)	第1号(31-1) 第1号(31-1) 第1号(31-1)	31

【購入車両減価償却費】
 ○事業目的の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で定められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象資産 (円)	残存額(円)	償却額(円)	特別償却額 (円)	償却額(円)	事業者負担額 (円)	ととのうち少な い方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 タ×タ+12(円)×マ (減価率)タ×マ	計画額(千円)	*残存価格 (円)
第1号(31-1)	15,000,000	3,240,000	1,820,000	0	1,820,000	1,944,000	1,820,000	7	1,820,000 円	810.0	1,820,000
計			1,820,000		1,820,000		0		0 円	810	1,820,000

【車両購入金取費用】
 ○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	全額費用補助対 象額(円)	償還期間 (月)	今年返済額		借入利率(% 年利)	Eと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費 計画額(千円)
			(白)	(至)			
計					7	7 円	7 円

【所定経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	810
1,820	

【負担者との負担割合】

補助ブロック 名	借入者		事業者		その他	
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額
北近畿	50%	910,000 円				
計		910,000 円		0 円		

(1) 記載事項

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2.「確保維持費(補助申請車両の起算予定の運行期間に係る確保維持費)補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の運賃」の欄には、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を撤いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(運輸法第24条、第53条)。
- 5.「車両の基本」の欄は、小數点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 6.「車両購入金(費用)」「補助対象経費」の欄は、乗車入札金は、乗車入札金で算出した額を計上すること。(補助上限:年25%)
- 7.【車両購入金(費用)は、売買契約書等によるほか、競選期間に係る取寄せを提出すること。なお、初年度については見込書等の提出で足りることとする。
- 8.【計画】の欄は、車両ごとに10万円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の欄は切り捨てること。
9. 乗車購入予定額については、乗車等によるほか、車両価格、附属設備、改造費をそれぞれ区分した取寄せを提出すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により記載することとする。
10. リース車両についても当該記載事項を適用するが、リース料額の見込書・契約書によるほか、車両価格及び金銭買付相当額がわかるものを提出すること。
- 11.【普通乗用車】の欄は、平成24年4月1日以前に取得された普通乗用車で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 12.【普通乗用車】の欄は、補助対象車両(車両)に取得された普通乗用車(車両)に改定償却率を適用した普通乗用車(車両)とする。

なお、改定償却率を適用した車両は、普通乗用車(車両)は計算式により前年度と同額とする。

※ 平成24年4月1日以後に取得した車両: 償却率0.10950 改定償却率: 0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象期間(補助金交付法第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運賃等乗車回数第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付法第2条第2項に係る経常費用を除く。)及びこれに添添する必要な事項を記載した書類
- 2.補助対象乗車人員乗車回数表及び乗車人員に係る金銭費用の取集となる書類(1)7.9.10欄)運)
- 3.標準仕様/ノンステップ/バスを輸入する場合には、添付書類の写し
- 4.低床車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両については、補助金を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 5.補助円滑化のために必要な取寄せ又は車両等の特選及び設備に関する基準を定める省令第49条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあつては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあつては、認定書の写し。)
- 6.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗台/バス乗用車両の状態写真(車両数、平均車等)
- 7.事業に生活支援機能確保計画の認定申請又は補助申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 内巻海陸交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和4年度)		申請番号		確保維持路線名称又は区間		車両の選別		購入等予定		購入等の選別	
補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	申請番号	確保維持路線名称又は区間	車両の選別	標準	標準	車両の長さ(m)	年月	購入等の選別	(現金、リース)
北近畿	第1号(4-1)	経ヶ岬線	第3号	ノンステップ	スロープ付	標準	標準	8.9	3	10	現金
北近畿	第2号(4-2)	峰山線	第5号	ノンステップ	スロープ付	標準	標準	8.9	3	10	現金

【購入車両減価償却費】
 ○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	車両価格		改良品価格	改造費	合計		実費購入予定表合計額 から算出された 償却額(円)	償却率 (定率法) A x (0.5 or 0.01) (定額法) A x 0.01	特別償却額 (円)	償却総額 (円)	事業者償却額 (円)	支払のうち少 ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 7 x 7 ÷ 12 (月) = 6	計画額 (千円)	* 残存価格 (円)
	イ	ロ			ハ	イ+ロ+ハ=ニ										
第1号(4-1)	17,500,000	1,798,248	1,798,248	19,296,248	19,296,248	19,296,248	15,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	7,718,499	6,000,000	12	6,000,000	3,000.0	9,000,000
第2号(4-2)	17,500,000	1,798,248	1,798,248	19,296,248	19,296,248	19,296,248	15,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	7,718,499	6,000,000	12	6,000,000	3,000.0	9,000,000
計	35,000,000	3,592,496	3,592,496	38,592,496	38,592,496	38,592,496	30,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	15,436,998	12,000,000	12	12,000,000	6,000	18,000,000

【車両購入金融費用】
 ○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(% 年利)	借入利率(% 年利) レ	借入利率(% 年利) レ	2.5%の うち低い 方の率(%)	補助対象経費 7	計画額(千円)
	Aの額以内					7	7	7 x 1 / 2 = 3.5
計								千円

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+7	ヨ+ホ
12,000	6,000

【負担者とその負担割合】

申請 ブロック 番号	新設路線		既存路線		負担者とその負担割合		その他の者		「その他の者」の 負担割合	
	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額
1	50%	3,000,000	50%	3,000,000	50%	3,000,000	50%	3,000,000	50%	3,000,000
2	50%	3,000,000	50%	3,000,000	50%	3,000,000	50%	3,000,000	50%	3,000,000
合計	50%	6,000,000	50%	6,000,000	50%	6,000,000	50%	6,000,000	50%	6,000,000

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費用国庫補助金申請番号	
			申請年度	期年度
北近畿	第3号(3-1)	海岸線	第7号	3
北近畿	第4号(3-2)	蒲入線	第2号	3
北近畿	第5号(2-1)	間人循環線	第8号	2
北近畿	第6号(2-2)	伊根線	第1号	2
北近畿	第7号(31-1)	久美浜線	第10号	31
北近畿	第8号(31-2)	蒲入線	第2号	31
北近畿	第9号(30-1)	久美浜線	第10号	30
北近畿	第10号(30-2)	伊根線	第1号	30
北近畿	第11号(29-1)	峰山線	第5号	29
北近畿	第12号(29-2)	蒲入線	第2号	29

【購入車両減価償却費】

○直進者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で定められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	とこのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	*残存価格(円)
	初年度への額→	前年度7(2年目のみ)の額→	$(2年目)ラ \times (0.5 \times 0.4) \times \Delta$ (定額法) $\times 0.2 \times \Delta$	ウ	$ム + ウ = \Delta$	オ	ウ	ヤ	$ク \times ヤ + 12(月) \times \Delta$ (定率年度) $ク = \Delta$	$マ \times 1/2 = \Delta$	ラ = マ = \Delta
第3号(3-1)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	4,631,099	3,600,000	12	3,600,000	1,800.0	5,400,000
第4号(3-2)	15,000,000	9,000,000	3,600,000		3,600,000	4,631,099	3,600,000	12	3,600,000	1,800.0	5,400,000
第5号(2-1)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	2,778,660	2,160,000	12	2,160,000	1,080.0	3,240,000
第6号(2-2)	15,000,000	5,400,000	2,160,000		2,160,000	2,778,660	2,160,000	12	2,160,000	1,080.0	3,240,000
第7号(31-1)	15,000,000	3,240,000	1,620,000		1,620,000	2,323,215	1,620,000	12	1,620,000	810.0	1,620,000
第8号(31-2)	15,000,000	3,240,000	1,620,000		1,620,000	2,323,215	1,620,000	12	1,620,000	810.0	1,620,000
第9号(30-1)	15,000,000	1,620,000	1,620,000		1,620,000	1,995,630	1,620,000	12	1,620,000	810.0	0
第10号(30-2)	15,000,000	1,620,000	1,620,000		1,620,000	1,995,630	1,620,000	12	1,620,000	810.0	0
第11号(29-1)	15,000,000	1,242,000	1,242,000		1,242,000	1,427,464	1,242,000	5	1,242,000	621.0	0
第12号(29-2)	15,000,000	1,242,000	2,484,000		1,242,000	1,427,464	1,242,000	5	1,242,000	621.0	0
計	150,000,000	41,004,000	21,726,000		20,484,000	26,312,536	20,494,000		20,484	10,242	20,520,000

【車両購入金融費用】
○事業費の運送方法(元料均等or元金均等)



申請番号	金融費用補助対象額(円) 千の欄以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数 (白) (至)	借入利率(%) 年利	以上2.5%のうち 低い方の率 (%)	補助対象経費	計画額(千円)
				エ	7	7	7×1/2=4
計							

【所費基費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
7+7	ケ+イ
20,484	10,242

【負担者とその負担割合】

補助 プロ ジェクト 番号	都道府県		市区町村		負担者とその負担割合		事業者自己負担 負担割合	「その他の費」の 具体明細
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
3	1,000,000	50%	円	%	円	%	円	%
4	1,000,000	50%	円	%	円	%	円	%
5	1,000,000	50%	円	%	円	%	円	%
6	1,000,000	50%	円	%	円	%	円	%
7	810,000	50%	円	%	円	%	円	%
8	810,000	50%	円	%	円	%	円	%
9	810,000	50%	円	%	円	%	円	%
10	810,000	50%	円	%	円	%	円	%
11	661,000	50%	円	%	円	%	円	%
12	661,000	50%	円	%	円	%	円	%
合計	10,242,000	50%	円	%	円	%	円	%

(1) 記載要領

- 申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 1台保持者特定補助金申請番号の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持補助金の申請番号を記載すること。
- 「車両の選別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間運送用車両の別がわかるように記載すること。
- 「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 「車両の長さ」の欄は、小車第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 「車両購入金融費用」の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 「車両購入金融費用」は、赤買契約書等によるほか、償還期間に係る繰上返済を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 「前年度」の欄は、車両ごとに100円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。なお、前年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 実質借入予定額については、見積書等によるほか、車両価格、附属品価格、改造費それぞれ区分した取組費額を提出すること。なお、2年目以降の車両については、赤買契約書等により確認することとする。
- リース車両についても当該記載事項を準用するが、リース契約の見積書・契約書によるほか、車両等価格及び金融費用相当額がわかるものを提出すること。
- 【普通償還制度】の欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業用資産については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 普通償還制度(△欄)は、補助対象限度額(千円)に係る率を算じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(△欄)に改定償却率を算じた償却額(△欄)とする。なお、改定償却率を算じた償却額を普通償還制度とした場合、改定率において償却を行う必要がある場合は、普通償却制度(△欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
※ 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

- 補助対象額(補助金交付要領第5条で定める額)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告書(補助金交付要領第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要領第2条第1項及び第2項に係る経常費用を除く。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類)
- 補助対象額(車両運送償却費)及び当該購入に係る金融費用の概算となる書類((1)7.9.10関連)
- 標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、既定書の写し